

# (熊谷市) 記者クラブ情報

事業の名称等

## 東日本大震災対策としての熊谷市中小企業一般事業資金融資の一部改正

1. 実施日時等 平成23年5月9日から平成24年3月31日まで

2. 会場・主催地

3. 主催者・関係者

(1) 団体名等

(2) 代表者名

TEL

4. 事業内容

「熊谷市中小企業一般事業資金融資」を期間限定で拡充します。

① 融資限度額 : 3,000万円→5,000万円 (融資枠20億円を限度)

② 貸付利率 : 2.05%→1.90%

③ 利子補助 : 約定どおり返済している方に、貸付日から3年間に限り、年間支払利子の50%以内を市が補助 (融資枠20億円を限度)

5. 目的・理由

東日本大震災後、厳しい経営環境にある中小企業を支援するため。

6. 経緯・経過

前回、リーマンショック後の平成20年12月24日から平成21年6月30日に実施した緊急対策時は、融資限度額を2,000万円から3,000万円に引き上げ、貸付利率は2.05で変わりなく、利子半額補助3年間を実施した。今回も、震災の影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するため、同様の措置をとった。

7. 影響・効果

融資限度額を引き上げることで、当該融資を既に利用している中小企業も追加で借り入れができるようにした。貸付利率の低減については指定金融機関の協力を得た。さらに約定通り返済する中小企業に貸付日から3年間に限り、年間支払利子を50%以内で市から補助する。また、従前から行っている信用保証料補助も約定通り完済後に借入金合計2,000万円を上限に市から補助する。

以上の措置をとり、中小企業を資金面から支援する。

8. この事業の実施による特記事項

(1) 県内の状況

ア. 県内で初めて イ. 県内で 番目 実施市別紙のとおり

(2) 他市が実施している事業に比べて本市の特色

・他市と同じ

※資料の有無

( 有 )

担当課

熊谷市 産業振興部 商業観光課

担当者

田島 昭宏

連絡先

TEL 048-524-1111 内線309

# 熊谷市中小企業一般事業資金融資を 期間限定で拡充します！

熊谷市では、通常の運転資金・設備資金を必要とする中小企業者を対象に制度融資を行っていますが、東日本大震災後、厳しい経営環境にある中小企業者を支援するため、「中小企業一般事業資金」を期間限定で拡充します。

**対象期間：平成23年5月9日から平成24年3月31日まで**

- ◇融資限度額：3,000万円を5,000万円に拡大します。（融資枠20億円を限度）
- ◇融資利率：2.05%を1.90%に引き下げます。
- ◇利子の補助：約定どおり返済している方に、貸付日から3年間に限り、年間支払利子の50%以内を市が補助します。（融資枠20億円を限度）

- ◇資金用途：運転資金及び設備資金
- ◇融資期間：運転・設備とも10年以内
- ◇償還方法：元金均等月賦償還（6か月据置可）
- ◇信用保証：付する（年0.45%～1.59%：保証協会指定）  
※ 期限内完済後、借入金の合計金額2,000万円を上限として、信用保証料の補助があります。
- ◇保証人：（原則として）個人事業主の場合は不要、法人の場合は代表者
- ◇担保：必要に応じて徴する。
- ◇融資を申し込める方：中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で次の要件すべてに該当する方
  - 1 中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種を営んでいること。
  - 2 市内で引き続き1年以上、個人にあっては住所及び事業所を、法人にあっては事業所をそれぞれ有し、かつ、同一事業を営んでいること。
  - 3 市税（国民健康保険税を含む。）を完納していること。
  - 4 信用保証を利用できる業種を営んでいること。
  - 5 事業に必要な許認可、登録等を受けていること。

- ※ すでに当該資金を利用されている方も、融資限度額の範囲内であれば返済途中でもお申し込みできます。
- ※ 対象とならない経費は、土地（工場移転資金を除く）、住宅、乗用車、熊谷市外に設置する設備、法令に違反する設備、申込時において設置済の設備、申込時において支払済の設備、借入金の返済に充てる資金等です。
- ※ 実際の融資実行は金融機関になりますので、あらかじめ、取引されている市内金融機関へご相談ください。（注：一部の金融機関では取り扱っていません。）
- ※ 市の融資依頼後に、金融機関及び埼玉県信用保証協会の審査があります。審査の結果、ご希望に添えないこともありますので、ご了承ください。
- ※ 融資枠20億円に達した場合は、期間内であっても利子補助及び融資限度額の5,000万円の融資は打ち切ります。